

京都市横大路運動公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年7月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第22号

京都市横大路運動公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市横大路運動公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第3条」を「第5条」に、「市長」を「条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改め、同条第2項中「第3条」を「第5条」に改める。

第4条第1項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第5条第1項中「第4条第3項」を「第6条第3項」に改める。

第6条中「第5条第1項」を「第7条第1項」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

別表第2ゴールの項を次のように改める。

ゴ ー ル	ハンドボール用	1対につき1日	1,300
	バスケットボール用		2,500
	ミニバスケットボール用		2,500

第1号様式1注以外の部分及び同様式2注以外の部分中「京都市長」を「指定管理者」に、「第3条」を「第5条」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成22年8月1日から施行する。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)